平成２４年（フ）第８０号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地
債務者　靏野　裕紀
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２４年（フ）第３１５号
神奈川県小田原市早川200番地
債務者　西田クニ子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第３５７５号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目４番12号
債務者　伊藤　利幸（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４１９７号
大阪市浪速区難波中３丁目２番５号　幸成ビル301号
債務者　御幡三七子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第４３８６号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目７番10―202号
債務者　中川　義久
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第３９４号
栃木県宇都宮市上戸祭町3113番地１　メゾンドアーサ４―C、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3235番地３　コーポクレアールB101
債務者　田丸　貴大
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３９９号
栃木県那須塩原市井口499番地11
債務者　藤田　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第４２７号
栃木県宇都宮市鶴田１丁目８番２号　エステート石島101
債務者　髙市　雅之
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第４２１号
栃木県鹿沼市府中町393番地７　市営住宅602
債務者　黒濱　和子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第４３２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地８　コーポセフィール201、前住所栃木県さくら市喜連川4821番地９
債務者　冨田　治美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第４３１号
栃木県宇都宮市峰４丁目３番22号　岩原産業ビル403号室
債務者　岡田美智子（旧姓神）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第６２３号
東京都昭島市田中町３丁目５番13―404号
債務者　横沢花こと　林　　花（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第６３４号
東京都八王子市越野１番地３シャンゼリゼ柚木302号
債務者　増井　理賀
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第６７６号
東京都清瀬市中里６丁目95番地18―409号
債務者　濱野　幸弘
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第７７８号
東京都西東京市下保谷３丁目４番７号ピアハウス下保谷五番館101号
債務者　増間　高志
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第４０５号
神奈川県川崎市川崎区浅田２丁目２番５号飯塚アパート102
債務者　伊藤みちよ
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係